

令和8年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業

県産材を利用した県内の非住宅の木造化、内外装木質化を支援し、県産材の利用促進を図る事業です。

1. 事業の内容

(1) 県産材を構造材※に10m³以上使用する**非住宅の新築、増築、改築**する者に県産材の材料代に係る経費を補助

※2階建て以上または延床面積200m²超の木造建築物は、建築確認申請が必要です。申請された構造計算等の審査が実施されるため、ヤング係数や含水率が測定され、構造性能をより明確に判定できる機械等級区分構造用製材を構造材として積極的に使用していきましょう！（県内では「JAS認証材」として流通しています。）

区分	民間施設		【新設】市町村施設※ ¹
		【新設】延床面積200m ² 以上 見学会等により木造化のPRを実施するものに限る	延床面積300m ² 未満
補助単価	4.5万円/m ³ (CLTは3万円/m ³ 加算)	(0~30m ³ まで) 4.5万円/m ³ (30m ³ 超) 3万円/m ³	4.5万円/m ³ の1/3
補助上限	135万円/件 (30m ³ まで)	450万円/件	45万円/件 (30m ³ まで)

※1：該当市町村が建築物木材利用促進協定を締結している場合又は「森の国・木の街」づくり宣言へ参画している場合に限る

(2) 県産材0.05m²以上を使用する**非住宅の内外装木質化又は什器を製作**等する者に県産材使用に係る経費を補助
補助率 1/3、上限事業費200万円/件（補助上限額約66万円/件）

（木育スペース設置：補助率 1/2、什器単独はCLT又は木育スペース設置時に限定）

(1) と (2) は原則併用不可

（建築物木材利用促進協定を締結している場合又は『「森の国・木の街」づくり宣言』へ参画した場合を除く。）

2. 支援対象

建築主、設計者、施工者（※2）

※2：設計者、施工者が補助金を受領する場合は、建築主の承諾を得てください。（様式第7号参照）

要綱及び様式は
県庁公式ホームページ
「とりネット」からダウンロード
できます。



<https://www.pref.tottori.lg.jp/310407.htm>

3. 採択要件

- ・当該建築物の県産材活用に係る広報（写真の提供、ホームページ掲載等）、とっとりカーボンストレージの認証に係る申請、その他県産材の普及活動に協力すること。
- ・建築基準法等関係法令を遵守し施工されたものであること。
- ・内外装木質化等の場合は県内事業者が施工（製作）したものであること。
- ・実施計画の承認を受けてから着手（木材の発注）するものであること。
- ・木造化の場合、可能な限り県産材による構造材現し又は内外装木質化等に努めること。

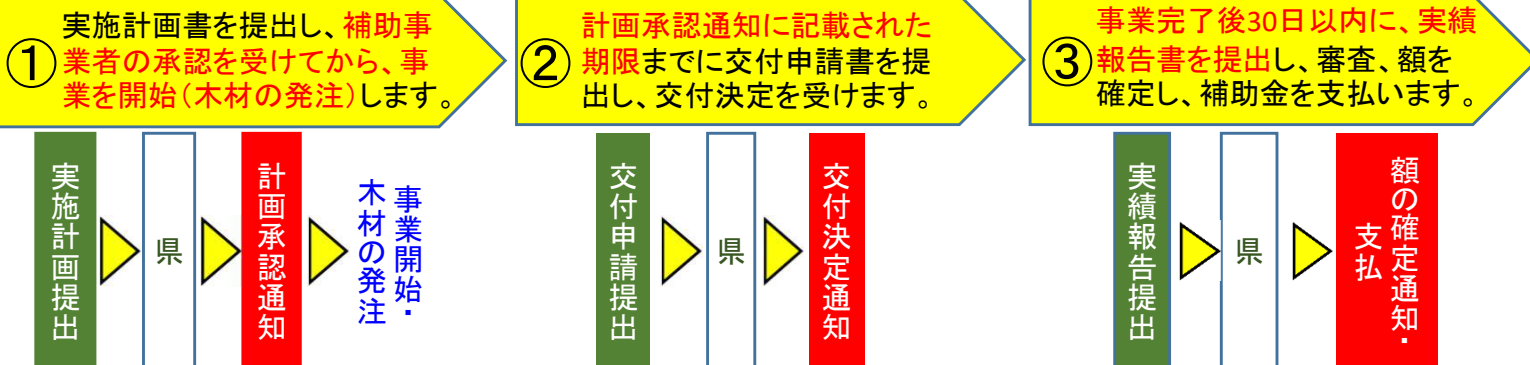
※他の補助金と併用の可否については、御相談ください。

4. 募集期間

令和9年2月12日（金）まで（予算の範囲内）

※募集期間は**予算の状況により前倒して終了する**場合があります。

※本事業のうち1の(1)は、全国木材組合連合会助成事業「JAS構造材実証支援事業」との併用が可能です。



【お問い合わせ、申請窓口】鳥取県 農林水産部 県産材・林産振興課（電話0857-26-7308）

※JAS構造材実証支援事業については、一般社団法人鳥取県木材協会（電話0858-71-0524）へお問い合わせください。